

第 152 回簿記 3 級模擬試験問題【問題】

【第 1 問】

下記の取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は、次の中から最も適当と思われるものを選び、正確に記入すること。

現 金	当 座 預 金	仮 払 金	売 掛 金	電 子 記 録 債 権
クレジット売掛金	仮払消費税	受取商品券	前 受 金	買 掛 金
電子記録債務	仮受消費税	売 上	受 取 利 息	仕 入
給 料	旅費交通費	支払手数料	発 送 費	支 払 利 息

1. 商品¥800,000 を掛けで売上げ、代金は掛けとした。なお、先方負担である発送費用¥40,000 を現金で支払ったので、この分は掛代金に含めることとした。
2. 従業員が出張から戻り、旅費交通費の残高¥2,000 と、得意先で販売した商品販売にかかる手付金¥30,000 を現金で受け取った。なお、出張にあたって、従業員には旅費の概算額¥20,000 を渡していた。
3. 得意先に対する売掛金¥700,000 について、取引銀行を通じて、電子記録債権機関から電子記録に係る債権の発生記録の通知を受けた。
4. 商品¥300,000 をクレジット払いの条件で販売した。なお、販売代金の2%にあたる金額を信販会社へのクレジット手数料として販売時に計上し、信販会社に対する債権から控除する。また、消費税は考慮しなくてよい。
5. 商品（本体価格¥400,000）を売上げ、8%の消費税を含めて代金は掛けとした。なお、消費税については税抜方式で記帳する。
6. 商品¥12,000 を売り渡し、代金のうち¥10,000 は自治体が発行した商品券で受け取り、¥2,000 は現金で受け取った。

【第 2 問】

下記の取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は、第 1 問の中から最も適当と思われるものを選び、正確に記入すること。

- (1) 商品を仕入れ、品物とともに次の納品書を受け取り、代金は掛けとした。なお、消費税については税抜方式で記帳する。

納品書			
株式会社平成商事	御中	令和食品株式会社	
下記の通り納品いたしましたので、ご確認ください。			
品物	数量	単価	金額
業務用ラーメン(50 食入りケース)	40	10,000	¥ 400,000
業務用餃子(50 食入りケース)	60	1,500	¥ 90,000
業務用シュウマイ(50 食入りケース)	10	1,000	¥ 10,000
消費税			¥ 40,000
合計金額			¥ 540,000

- (2)出張から戻った従業員から次の領収書および報告書が提出されるとともに、かねて概算払いしていた¥15,000との差額を現金で支払った。なお、1回 ¥3,000以下の電車賃は従業員からの領収書の提出を不要としている。また、消費税は考慮しなくてよい。

<u>領 収 書</u>		令和元年 5 月 10 日
株式会社平成商事様		
¥4,700		
上記のとおり運賃として正に領収いたしました。		
株式会社東京観光交通		

<u>領 収 書</u>		令和元年 5 月 10 日
株式会社平成商事様		
¥9,500		
上記のとおり宿泊代として正に領収いたしました。		
株式会社昭和ホテル		

旅費交通費等報告書				大正一郎
移動先	手段等	領収書	金額	
東京駅	電車	無	2,020	
東京商店	タクシー	有	4,700	
昭和ホテル	宿泊	有	9,500	
帰社	電車	無	2,020	
合 計			¥ 18,240	

【第3問】

次の(1)合計試算表と(2)諸取引にもとづいて、答案用紙の×1年5月31日の合計残高試算表と売掛金および買掛金の明細表を作成 下さい。

(1)×1年5月24日時点の合計試算表

借	方	勘 定 科 目	貸	方
	935,000	現 金		122,000
	6,000,000	当座預金 A 銀行		4,000,000
	1,000,000	当座預金 B 銀行		900,000
	5,700,000	売 掛 金		3,800,000
	3,200,000	電子記録債権		2,203,000
	400,000	繰 越 商 品		
	580,000	前 払 金		320,000
	50,000	立 替 金		
	1,800,000	建 物		
	3,500,000	買 掛 金		4,500,000
	2,300,000	電子記録債務		3,000,000
	380,000	前 受 金		680,000
	40,000	預 り 金		90,000
		貸 倒 引 当 金		40,000
		減価償却累計額		245,000
		借 入 金		1,500,000
		資 本 金		2,000,000
		繰越利益剰余金		1,000,000
	100,000	売 上		5,500,000
	3,400,000	仕 入		100,000
	300,000	給 料		
	200,000	支 払 家 賃		
	50,000	支 払 利 息		
	20,000	法 定 福 利 費		
	5,000	減 価 償 却 費		
	40,000	水 道 光 熱 費		
	30,000,000	合 計		30,000,000

(2)×1年5月25日から31日までの諸取引

※()内は、金額の内訳を示す。

25日 給料支払い：支給総額 ¥300,000(所得税の源泉徴収額 ¥3,000、差引額は現金払い)

電子記録債権の回収：大阪商店 ¥600,000 B銀行の当座預金口座に入金

27日 仕入：横浜商店 ¥600,000(手付金と相殺 ¥200,000、掛け¥400,000)

借入金¥500,000およびその利息¥30,000をA銀行の当座預金口座から返済

- 28日 売上：大阪商店 ¥800,000(手付金と相殺 ¥80,000、掛け ¥720,000)
 同店負担の発送費用 ¥10,000を運送会社に現金で立替払いし、掛代金とは区別して計上する
 電子記録債務による仕入：東京商店 ¥400,000
- 29日 売上：京都商店 ¥1,200,000(手付金と相殺¥200,000、掛け ¥1,000,000)
- 30日 掛代金支払い：A銀行の当座預金口座より振込み ¥700,000(東京商店 ¥300,000、横浜商店 ¥400,000)
 掛返品：29日売上分より¥30,000
 家賃支払い：A銀行の当座預金口座から引落し¥50,000
 水道光熱費支払い：A銀行の当座預金口座から引落し¥30,000
 B銀行の当座預金口座から現金 ¥100,000の引出し
- 31日 仕入：東京商店 ¥300,000(手付金と相殺 ¥10,000、 掛け ¥290,000)
 掛代金回収：B銀行の当座預金口座振込みによる受取り¥800,000(大阪商店 ¥500,000、京都商店 ¥300,000)
 社会保険料納付：社会保険料預り金¥20,000[従業員の負担額]と会社負担額[従業員の負担額と同額]を加えて現金で納付
 月次決算：建物の1年分の減価償却に対して12分の1の金額を、毎月末に、減価償却費及び減価償却累計額に計上している。なお、残存価額ゼロ、耐用年数30年とする定額法による。

【第4問】

当社は、毎日の取引を入金伝票、出金伝票および振替伝票に記入し、これを1日分ずつ集計して仕訳日計表を作成している。

同店の×1年5月1日の伝票にもとづき、下記の問いに答えなさい。

- (1)答案用紙の仕訳日計表を作成し、総勘定元帳の現金勘定へ転記しなさい。元丁欄、仕丁欄の転記も行いなさい。
 (2)入金伝票No.102および振替伝票No.301が1つの取引を記録したものだとした場合、この取引で売上げた金額を求めなさい。

入金伝票 No101	
科目	金額
売上	40,000

入金伝票 No102	
科目	金額
売上	48,000

入金伝票 No103	
科目	金額
受取手数料	27,000

出金伝票 No201	
科目	金額
仕入	20,000

出金伝票 No202	
科目	金額
仕入	32,000

振替伝票 No301			
借方科目	金額	貸方科目	金額
売掛金(秋田商店)	220,000	売上	220,000

振替伝票 No302			
借方科目	金額	貸方科目	金額
仕入	165,000	買掛金(石川商店)	165,000

【第5問】

次の[決算整理事項等]にもとづいて、答案用紙の精算表を完成しなさい。なお、会計期間は4月1日から3月31日までの1年間である。

[決算整理事項等]

1. 当期の販売から生じた売掛金のうち¥20,000が回収不能であることが判明した。
2. 現金の実際有高は¥615,000であった。帳簿残高との不一致の原因は不明であるので、適切に処理する。
3. 当期末において当座借越が生じている場合には、当座預金勘定の貸方残高の金額を当座借越勘定へ振替える。
なお、取引銀行との間で、借越限度額¥500,000とする当座借越契約を締結している。
4. 売掛金の期末残高に対して、過去の貸倒実績率により2%の貸倒引当金を差額補充法により設定する。
5. 期末商品棚卸高は¥200,000である。売上原価は「仕入」の行で計算する。
6. 固定資産の減価償却を次のとおり行う。
建物 定額法 耐用年数 30年 残存価額ゼロ
減価償却費については、固定資産の期首残高を基礎として、建物については¥4,000を4月から2月までの11カ月間に毎月見積もり計上してきており、決算月も同様な処理を行う。
7. 保険料は毎年同額を8月1日に向こう1年分(12か月分)を支払っている。保険期間の未経過分について必要な処理を行う。
8. 受取手数料の前受額が¥15,000ある。
9. 税抜方式による消費税の処理を行う。
10. 法人税等を¥150,000計上し、仮払法人税等との差額は未払法人税等とする。